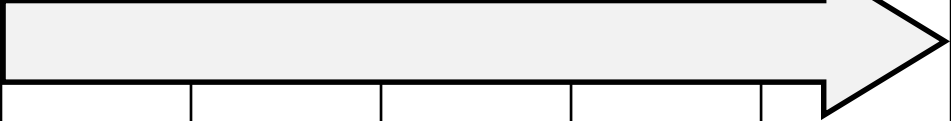


資料3

令和6年能登半島地震への協会の対応について



令和 6 年能登半島地震に伴う災害救助法の適用市町村において、住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（令和 6 年12月末まで）について、厚生労働省からの要請や被災状況等を踏まえ、**令和 7 年 6 月末まで**延長。

事項	内容	R6/1/1	R6/4/30	R6/9/30	R6/12/31	R7/6/30
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和 7 年 6 月30日まで行う。					
						

【令和 6 年能登半島地震における災害救助法適用市町村（令和 6 年 1 月 1 日時点 第 2 報）】

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	1 3	1	0	1 4
2	富山県	9	3	1	1 3
3	石川県	1 0	7	0	1 7
4	福井県	3	0	0	3
4 県合計		3 5	1 1	1	4 7